

## 全国建設国民健康保険組合および全国土木国民健康保険組合に 係るレセプトの取り扱い変更について

これまで京都府管内の保険者として取り扱われていた全国建設工事業国保組合（保険者番号：133298）、全国土木建築国保組合（保険者番号：133033）が、平成 24 年 5 月請求分（4 月診療分）より月遅れ請求分も含め、他府県（東京都）の保険者として取り扱うこととなりました。

したがって、紙レセプトにより国保連合会へ提出する診療報酬請求書兼総括表は「他府県分」として集計いただき、紙レセプト請求分には他府県用請求書の添付が必要になります。5 月請求分以降、該当レセプトを京都府管内分として取り扱われた場合は、返戻扱いになりますのでご注意ください。

なお、今回の取り扱い変更にともなって診療報酬請求書兼総括表の「記載上の留意事項 2」が下記のとおり削除されますが、当分の間は、現行様式で請求することができます。

※標記国保組合の被保険者において京都府および府内市町村が実施する地方単独事業「老人医療（公費④）」「重度心身障害（児）者医療（公費④）」「母子家庭医療（公費④）」「子育て支援医療（公費⑤）」を適用されている場合、従来どおり公費併用レセプト（現物給付）としてご請求ください。

(様式第 2 - 1 - 1 号)

国保(医科)：京都府管内分



平成 年 月分 診療報酬請求書兼総括表

市町村長 国保組合理事長 様 下記のとおり請求する。

| 仕区分分 | 点数表区分 |  |  |
|------|-------|--|--|
|      | 1     |  |  |

| 医療機関コード | 診療科コード |
|---------|--------|
|         |        |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 保険医療機関の<br>所在地及び名称 | 〒 |
| 開設者氏名              |   |

### 記載上の留意事項

1. 本欄特記のみ記入してください。

2. 全国建設（133298）、全国土木（133033）の京都府管内への移管は平成 24 年 5 月請求分から適用され、本様式表に適用していただく。

3. 「診療科コード」欄は、旧総合病院のみ診療科コード番号を記載してください。

4. ④ 欄→京都府管内の保険者で、他府県公費分・他府県療育については、④ 欄に特記を記載し、レセプトは他府県表の「付」欄にてご提出ください。

5. ⑤ 欄→長原高知療養所のレセプトには、「特記事項」欄に特記を記載し、⑤ 欄へ特記を記載してください。

6. ⑥ 欄→老人被褥療養所のレセプトには、特記事項に特記を記載し、⑥ 欄へ特記を記載してください。

7. 特別療養費 ⑦ 欄→レセプト上部条目に「特別療養費」と記載し、上記集計には含まず特記・点数を記載し、総括表の下に特記してください。

8. 施設医療費給付レセプト・看護費給付医療給付レセプトについては、制度区分関係なく総括表の下に特記してください。

9. 「一部負担金」欄→レセプトの「療養の給付」欄の「保険額」にかかると一部負担金額を記載してください。

（「療養の給付」欄の「公費③」「公費⑤」にかかると一部負担金額は、特記する必要ありません。）

10. レセプトの類上の方は、各制度（50歳以上・被保険者・老人保健）ごとの保険者番号順にご提出ください。